

# 資料 3

「指定希少野生動植物の指定（案）」について

鹿児島県環境審議会自然環境部会



# 指定希少野生動植物の指定案について

## 1. 環境審議会自然環境部会への諮問理由

鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例（以下、「条例」という。）第9条第3項において、知事が指定希少野生動植物を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聞かなければならないことが規定されている。

## 2. 種の選定方法と指定案

鹿児島県希少野生動植物保護対策検討委員会において、指定希少野生動植物の追加指定種案を鹿児島県希少野生動植物保護基本方針に基づき検討した結果、「イワザクラ」、「アキザキナギラン」、「クマガイソウ」の3種を選定することを決定した。

	分類群	科名	種名	カテゴリーランク*		鹿児島県希少野生動植物保護基本方針第2の1の主な該当の有無
				鹿児島県	環境省	
植物	維管束植物	サクラソウ科	イワザクラ	絶滅I類	準絶滅	(1)オ, (2), (3)
植物	維管束植物	ラン科	アキザキナギラン	絶滅I類	絶滅II B類	(1)オ, (2), (3)
植物	維管束植物	ラン科	クマガイソウ	絶滅II類	絶滅II類	(1)オ, (2), (3)

\*それぞれのレッドデータリストのカテゴリーランクを表す。

## 3. 指定により生じる効力

条例第9条第7項による指定の告示を行うことにより、県民等には捕獲禁止等の行為制限のほか、その個体を適切に取り扱うように努める義務が生じる。（附則で施行日を設定することができる。）

## 4. 指定を行う場合のスケジュール

令和2年8月13日	鹿児島県環境審議会会長への諮問
令和2年9月9日	鹿児島県環境審議会自然環境部会の開催
令和2年9月以降	指定案の告示・縦覧（14日間） 指定の告示 指定告示施行

**【参考1】鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例（平成15年3月25日鹿児島県条例第11号）（抜粋）**

（指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物の指定）

第9条 知事は、県内に生息し又は生育する希少野生動植物であつて、特に保護を図る必要があると認めるものを指定希少野生動植物として指定することができる。

2 略。

3 知事は、前2項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

4～6 略。

7 知事は、指定をするときは、その旨及び指定に係る動植物の種名を告示しなければならない。

8 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

9～10 略。

**【参考2】県希少野生動植物保護基本方針（抜粋）**

**第2 指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物の選定に関する基本的な事項**

**1 指定希少野生動植物**

(1) 県内に生息し、又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物で、次のいずれかに該当するものの中から選定する。

ア 既に個体数が著しく少なく、その存続に支障を来しているもの

イ 個体数が著しく減少しつつあり、その存続に支障を来すおそれがあるもの

ウ 生息地が減少しつつあり、その存続に支障を来すおそれがあるもの

エ 生息・生育環境が著しく悪化しつつあり、その存続に支障を来すおそれがあるもの

オ 生息地等における過度の捕獲又は採取により、その存続に支障を来すおそれがあるもの

(2) 規制措置等により効果的に保護対策が図られる野生動植物の中から選定する。

(3) 指定希少野生動植物の選定に当たっては、保護対策が効果的に図られるよう、商取引の対象として採取・捕獲されやすい動植物であること、種名が確立した動植物であること、専門家でなくても判別可能な動植物であること等を考慮する。また、種類としての識別が容易な大きさ又は形態を有する動植物を指定することとする。

### 【参考3】 指定により生じる効力

#### (1) 個体所持者等の義務

- ・ 個体の所有者及び占有者の適切な個体の取扱いの義務（条例第10条第1項）
- ・ 個体の所有者及び占有者に対する知事の助言及び指導（条例第10条第2項）
- ・ 知事の許可を受けていない捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」）の禁止（条例第11条第1項）
- ・ 条例に違反して捕獲等をした個体（加工品を含む。）の所持、譲り渡し、譲り受けの禁止（条例第11条第2項）
- ・ 捕獲等の許可を受けた者に対する措置命令（条例第13条）
- ・ 捕獲等の許可を受けた者に対する報告徴収及び立入検査（条例第14条）
- ・ 違反した場合、最高で1年以下の懲役又は50万円以下の罰金の罰則規定あり（条例第32条～第35条）

#### (2) 捕獲等の許可

- ・ 学術研究、繁殖、教育など指定種の保護に資すると認められる目的で捕獲等をする場合は、知事の許可を受けて行うことができる（条例第12条）。

## 指定希少野生動植物の指定案について

分類群	維管束植物	科名	サクラソウ科
和名	イワザクラ		
学名	<i>Primula tosaensis</i> Yatabe		
カテゴリー	鹿児島県	絶滅危惧Ⅰ類	
	環境省	準絶滅危惧	
形態の特徴	<p>山地の石灰岩の岩場に見られる多年草。根茎は短く、数枚の葉を束生し、葉は3～8cmの柄があり、花茎とともに乾くと赤みを帯びる柔らかい開生毛が生える。</p> <p>葉身は円形で径3～7cm、基部は心形、縁は不規則に浅く裂け、ふぞろいのがった歯牙があり、表面は無毛、裏面脈上に軟毛がある。4～6月、高さ5～15cmの花茎を伸ばし、1～5個の花を散形につける。苞は広線形、萼は長さ6～8mm、半ばまで5裂し、裂片は披針形でとがり、先端に円みのある硬点がある。花冠は紅紫色で、花喉部は橙黄色又は黄白色、高杯形で、半ばまで5裂し径2.5～3cm、筒部は長さ1.2～1.5cm。</p> <p>蒴果はまつすぐな円柱形で、長さ1.5～2.5cm、萼の2～3倍。染色体数2n=24。本州(岐阜県・紀伊半島)・四国・九州中南部に分布する。</p>		
分布域	県内	伊佐地域	
	県外	本州, 四国, 九州中南部	
生息状況	1集団, 少数個体が知られている。産地極限, 絶滅する可能性が高い。		
備考	ネット上での販売等も確認されており, 過度の採取により絶滅する可能性が高い。		



- ※ 解説出典: 鹿児島県レッドデータブック2016  
改訂新版 日本の野生植物 1(2015年)平凡社
- ※ 画像出典: 山溪カラー名鑑「日本の野草」(1983年)山と溪谷社

## 指定希少野生動植物の指定案について

分類群	維管束植物	科名	ラン科
和名	アキザキナギラン		
学名	<i>Cymbidium javanicum</i> var. <i>aspidistrifolium</i> (Fukuyama) F. Maekawa		
カテゴリー	鹿児島県	絶滅危惧Ⅱ類	
	環境省	絶滅危惧Ⅱ類	
形態の特徴	暖温帯の常緑広葉樹林下に生える。外観はナギランに似るが、葉縁に鋸歯がなく、花色が淡緑で花茎が葉より低く、晩秋に開花する。本州(紀伊半島)・四国・九州・琉球, 韓国(済州島)・台湾に分布する。 葉縁に鋸歯がない点で本種と共通するが、茎、葉ともにより長いオオナギランが琉球, 熱帯アジア・ニューギニア島に分布する。		
分布域	県内	南薩地域, 大隅地域, 屋久島, 奄美大島	
	県外	本州, 四国, 沖縄	
生息状況	ごく稀な種である。		
備考	ネット上での販売等も確認されており, 過度の採取により絶滅する可能性が高い。		



- ※ 解説出典: 鹿児島県レッドデータブック2016  
改訂新版 日本の野生植物 1(2015年)平凡社  
※ 画像出典: 山溪カラー名鑑「日本の野草」(1983年)山と溪谷社

## 指定希少野生動植物の指定案について

分類群	維管束植物	科名	ラン科
和名	クマガイソウ		
学名	<i>Cypripedium japonicum</i> Thunb.		
カテゴリー	鹿児島県	絶滅危惧Ⅱ類	
	環境省	絶滅危惧Ⅱ類	
形態の特徴	<p>冷温帯～暖温帯の樹林下，特に杉林，竹林下に群生する。茎は高さ20～40cmになり，有毛。葉は扇円形で，径10～20cm，放射状に多数の脈があり，多くの縦じわが顕著である。4～5月，茎頂に1個横向きに開く花は大型で，径10cm，萼片と側花弁は淡黄緑色で，唇弁は袋状で紅紫色の脈が目立つ。背萼片は卵状楕円形，長さ4～5cm，幅1～2cm。側萼片は合着し，広卵状舟形で背萼片より幅広く先端が少し2裂する。側花弁は卵状披針形，内側に斑点と軟毛がある。北海道西南部～九州，朝鮮半島，中国東部に分布する。</p>		
分布域	県内	南薩地域，大隅地域	
	県外	北海道西南部～九州	
生育状況	生育地点は少ないが，大きな群落を形成することがある。		
備考	ネットでの販売等も確認されており，過度の採取により絶滅する可能性が高い。		



- ※ 解説出典： 鹿児島県レッドデータブック2016  
改訂新版 日本の野生植物 1(2015年)平凡社  
※ 画像出典： 山溪カラー名鑑「日本の野草」(1983年)山と溪谷社

# 鹿児島県指定希少野生動植物一覧

令和2年8月現在

## 【動物】

番号	分類	種名(和名)	科名	指定日	環境省 レッドリスト2020	鹿児島県 レッドデータブック
1	爬虫類	オキナワトカゲ	トカゲ科	R元年5月17日	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
2	"	バーバートカゲ	"	"	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
3	両生類	ベッコウサンショウウオ	サンショウウオ科	H16年3月2日	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
4	魚類	リュウキュウアユ	アユ科	"	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧Ⅰ類
5	"	タナゴモドキ	カワアナゴ科	"	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅰ類
6	"	タメモハゼ	"	"	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅰ類
7	"	キバラヨシノボリ	ハゼ科	"	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅱ類
8	貝類	シマカノコガイ	アマオブネガイ科	"	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
9	"	ヤエヤマヒルギシジミ	シジミ科	"	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅰ類
10	"	クサカキノミギセル	キセルガイ科	"	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
11	"	ハジメテビロウドマイマイ	ナンバンマイマイ科	"	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
12	"	ウジグントウマイマイ	オナジマイマイ科	"	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
13	"	ムラクモカノコガイ	アマオブネガイ科	H30年6月19日	—	絶滅危惧Ⅰ類
14	十脚甲殻類	サキシマヌマエビ	ヌマエビ科	H18年11月17日	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類

## 【植物】

番号	分類	種名(和名)	科名	指定日	環境省 レッドリスト2020	鹿児島県 レッドデータブック
1	植物	ハツシマカンアオイ	ウmanosズクサ科	H16年3月2日	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅱ類
2	"	ヤクシマアオイ	"	"	—	絶滅危惧Ⅱ類
3	"	ミチノクフクジュソウ	キンポウゲ科	"	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
4	"	ハヤトミツバツツジ	ツツジ科	"	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧Ⅰ類
5	"	シンラン	イワタバコ科	"	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅰ類
6	"	ヒナラン	ラン科	"	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅰ類
7	"	サツマチドリ	"	"	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅰ類
8	"	キリンマエビネ	"	"	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅰ類
9	"	レンギョウエビネ	"	"	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅰ類
10	"	オナガエビネ	"	"	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅰ類
11	"	サクラジマエビネ	"	"	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧Ⅰ類
12	"	ヘツカラン	"	"	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧Ⅰ類
13	"	サギソウ	"	"	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅰ類
14	"	ウチョウラン	"	"	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅰ類
15	"	ガンゼキラン	"	"	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅰ類
16	"	ミヤビカンアオイ	ウmanosズクサ科	H16年4月23日	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅰ類
17	"	アマミアセビ	ツツジ科	"	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧Ⅰ類
18	"	アマミセイシカ	"	"	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧Ⅰ類
19	"	テンノウメ	バラ科	"	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
20	"	ウケユリ	ユリ科	"	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧Ⅰ類
21	"	クスクスラン	ラン科	"	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧Ⅰ類
22	"	シコウラン	"	"	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅰ類
23	"	アマミエビネ	"	"	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧Ⅰ類
24	"	カンラン	"	"	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅰ類
25	"	フウラン	"	"	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅰ類
26	"	カクチョウラン	"	"	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅰ類
27	"	ナゴラン	"	"	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅰ類
28	"	トキシソウ	"	R元年5月17日	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅰ類

### 環境省カテゴリー

CR／絶滅危惧ⅠA類：ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの

EN／絶滅危惧ⅠB類：ⅠA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高いもの

VU／絶滅危惧Ⅱ類：絶滅の危険が増大している種

NT／準絶滅危惧：現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては、「絶滅危惧」に移行する可能性のある種

### 鹿児島県カテゴリー

絶滅危惧Ⅰ類：現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、県内において近い将来における野生での絶滅の危険性が高い種

絶滅危惧Ⅱ類：現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、県内において近い「絶滅危惧Ⅰ」のランクに移行することが確実と考えられる種

鹿児島県希少野生動植物保護対策検討委員会委員

任期：平成31年4月1日～令和3年3月31日

区 分	氏 名	職 名	備 考
座 長	船越 公威	鹿児島国際大学名誉教授	哺乳類
委 員	鮫島 正道	鹿児島大学農学部客員教授	両生類 爬虫類 鳥類
〃	四宮 明彦	元鹿児島大学水産学部教授	汽水・淡水産魚類
〃	鈴木 廣志	鹿児島大学水産学部教授	汽水・淡水産十脚甲殻類
〃	寺田 竜太	鹿児島大学大学院連合農学研究科教授	藻類
〃	富山 清升	鹿児島大学大学院理工学研究科准教授	陸産貝類・淡水・汽水産貝類
〃	丸野 勝敏	鹿児島大学総合研究博物館学外協力研究者	維管束植物
〃	山根 正氣	元鹿児島大学理学部教授	昆虫類
オブザーバー	鈴木 敏之	教育庁文化財課主任文化財主事兼指定文化財係長	
〃	岡田 滋	(一財)鹿児島県環境技術協会 環境生物部長	